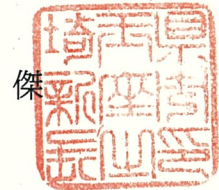


新座市告示第 144 号

新座市立学校校庭夜間照明施設条例（昭和55年新座市条例第2号）第11条に規定する石神小学校、新座中学校、第三中学校及び第四中学校の夜間照明施設の使用料の徴収事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、指定公金事務取扱者として、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月 / 日

新座市長 並 木



埼玉県新座市本多二丁目1番20号
公益財団法人新座市スポーツ協会
会長 立川 健治